

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

○富樫委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 おはようございます。立憲民主党の尾辻かな子です。

今日も質問の機会をいただきて、ありがとうございます。

それでは、私の方から、まずはハイヤー、タクシー問題について質問をしていきたいというふうに思います。

まず、都市型ハイヤーでございますけれども、インバウンド需要により、訪日外国人をメインなタクシーとした白タク問題、これは最近、いろいろ努力をしていただいているところでありますけれども、ここから、次に大きな問題として浮上してきましたのが、緑ナンバーの都市型ハイヤーによる不適切営業であります。新規参入が増えてきており、本来、流し営業やつけ待ちはできないのに客引きをしている、名義貸しをしているのではないのか、二種免許不保持者の乗務というのも疑われているような状況であります。

今年十月に、国交省として、新規参入について

の厳格な審査については事務連絡を出していただいているのは承知しておりますけれども、入口のチェックだけでは実態把握も難しいのが現状だと考えます。

監督官庁としてきちんと実態把握をするとともに、処分、規制の強化など適正化が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○石原政府参考人 お答えいたします。

ただいま委員御指摘ありましたとおり、都市型ハイヤー事業への新規参入が近年急速に進んでおります。事業者数につきましては、令和三年度末から令和六年度末の三年間で約八割増加しているところであります。

事業者数が増加傾向にある中で、報道等において、一部事業者におけるいわゆる名義貸し等の違法行為に関する指摘があることは国土交通省としても承知しているところでございます。

国土交通省としましては、こうした名義貸しのおそれのある不適切なハイヤー事業者の実態を把握するため、本年九月以来、警察や施設管理者等と連携して、羽田空港、成田空港、関西空港等で現地調査を行っており、十月末時点で十二回を数えているところでございます。

この個別の事業者に対する許可には二年間という期限、条件が付されていることから、その後も日本版ライドシェアを続けるためには、改めて許可を取つていただく必要がございます。

その際には、日本版ライドシェアを導入した趣旨がタクシーの補完にある、そうしたことと鑑みまして、真にタクシーが不足する曜日や時間帯等を確認した上で許可の可否を判断する、このように考えております。

○尾辻委員 これもしっかりと許可基準を示していただくということをお願い申し上げたいと思います。

それでは、今日も、成田国際空港株式会社、藤

○尾辻委員 しっかりと対応をお願いしたいと思ひます。

そして、もう一問行きたいと思いますが、タクシーの方であります。日本版ライドシェアでござりますけれども、間もなく許可期間である二年を迎える事業者が出でまいります。

認可基準は、公共の福祉を確保するためにやむを得ないものと認めて許可するというふうになりますけれども、事業者の経営上の予見可能性なども踏まえると、これはやはり具体的な許可基準が必要ではないかと思つております。いかがでしょうか。

○石原政府参考人 お答えいたします。

日本版ライドシェアにつきましては、令和六年三月二十九日に制度が創設され、同年四月五日に東京都特別区・武三交通圏の計三十八事業者に対して最初の許可が出されたところであります。

この個別の事業者に対する許可には二年間という期限、条件が付されていることから、その後も日本版ライドシェアを続けるためには、改めて許可を取つていただく必要がございます。

その際には、日本版ライドシェアを導入した趣旨がタクシーの補完にある、そうしたことと鑑みまして、真にタクシーが不足する曜日や時間帯等を確認した上で許可の可否を判断する、このように考えております。

○尾辻委員 これもしっかりと許可基準を示していただくということをお願い申し上げたいと思ひます。

それでは、今日も、成田国際空港株式会社、藤

井社長の方に来ていただきました。みんなで大家さんのことについてお聞きをしたいと思います。

みんなで大家さんシリーズというのは不動産特定共同事業であります。約三・八万人の方が二千億円の出資をしております。二千億円の出資と

いうのは豊田商事事件と同じでありますて、過去の大きな消費者被害というのは、これより被害額が多いのは安楽園以外ありません。それほどまでに出資金額が多いものであるということであります。

さて、まずは、昨日記者会見をされたかと思
いますけれども、成田国際空港株式会社の方で小菅
地区の賃貸借契約を打ち切ったということ、打ち
切ったというか、十一月末で延長しないとい
うことを決定されたということになりますけれども、
この決定の理由の方を教えていただければと思
います。

○藤井参考人 お答え申し上げます。
委員御指摘の成田市小菅地区の土地、この土地を、私ども、共生バンクに対して賃貸借契約を結んでおります。これにつきましては、契約上、今月の十一月三十日が期限となつてているところでございます。

この契約の期限が切れてくるということに当た
りまして、私どもにおきましては、必要な法令許
可が引き続きなされているかどうか、もう一つは
土地の造成工事を目的に土地を貸し付けておりま
すので、その土地の造成工事の残工事の遂行能力
が共生バンクにあるか、この二つを確認をしてま
ったところでございます。

この度、その確認の結果、土地の造成工事に係

このことを理由として、今回、私どもは、契約期間を延長せず、契約を終了させることいたしました。

○尾辻委員 私は、これは適切な判断であるというふうに思っています。むしろ遅かったのではなく、いかという思いなんですけれども、先ほど社長の方からおっしゃつていた、遂行能力という

のは具体的に何を指すんでしょうか。

○藤井参考人 遂行能力、様々なものがありますけれども、それを総合的に判断した結果、その遂

行能力がないという結論に至りました。（尾辻委員「答えていないです。答えていないので、答えてください」と呼ぶ）

○富樺委員長 もう一回言つてください。
○尾辻委員 遂行能力とは具体的に何を指すのか
ということを問うておりますので、具体的にお答
えいただきたいハと思ハます。

○藤井参考人 例えれば申し上げますと、これまでの工事の進捗状況、あるいは今後の工事の工程の予定、さらには資力、そういうふたものを確認し

に上で、最終的に、総合的に造成工事の残工事の遂行能力が認められないという判断に至つたものございます。

○尾辻委員 新聞報道では、やはり資力の問題が大きかつた、残高証明みたいなものが出せなかつたのではないかということが報道されております。妻は、会社の経営がもう危機的な状況になつていいのかなというところでありますけれども、ただ

成田市さんは、今回、四度目の計画の、開発の延長をされているわけです。

成田市さんはゴーサインを出し、そして成田国際空港株式会社は契約を打ち切る、この整合性の部分はどうなるのか、これを端的にお答えいただ

○藤井参考人 お答え申し上げます。
　共生バンクは、本年の十一月二十五日に、同社の工事完了予定期を令和七年の十一月末から令和

九年の八月末まで延長することについて成田市に届出を行い、成田市に受理されたと承知をしております。

この工事完了予定日の扱いにつきましては、成田市が判断すべきことであり、当社として回答する立場にはないものと考えております。

○尾辻委員 それでは、その土地は事業者の方が造成工事をするのかなというようなところかなと思いますが、ちなみに、十二月一日から造成工事をもうできなくなると、いうことになつて、じや、

その土地というのは原状復帰を求める事になるんでしょうか。これはちょっと質問通告していませんので、今の時点では決まっていないのであれば

○藤井参考人 貸付けの期限、十一月末ということでござりますので、その後におきまして、共生

○尾辻委員 バンクはその土地についての造成工事ということはできないことになると承知をしております。その土地の扱いにつきましては、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

ートウェイの開発において、成田国際空港株式会社が最初に開発のところで一緒に判こを押し、農地の転用のところでも一緒に判こを押してきた、いわば二人三脚でやつてきた、これは責任は非常に重いというふうに思っております。そういうたたきについてどのように考えておられるのか、もうちょっとと時間がありませんので、簡潔に一言で結構です、お答えいただければと思います。

○藤井参考人 当社の土地の貸付けの目的は、土地の造成ということに限られております。予定建築物の建設に当社は参加をしておりません。今委員御指摘の共生バンクの商品、みんなで大家さん成田シリーズの募集については当社は関わっておりません。

当該商品の対象には、当社が共生バンクに貸し付けた土地は含まれておりません。

以上から、御指摘の事態について、私どもとしては関係がないという判断をしております。

○尾辻委員 藤井社長の前の田村社長は、みんなで大家さんの会長の柳瀬さんと食事の席で同席されていましたということもこの国会の場では言われておりますので、ちょっと今のことは本当に苦しい言い訳だなというふうに思います。

日経不動産マーケット情報、この問題をずっと追いかけてきたところでありますけれども、実は、「みんなで大家さんシリーズ成田」は、原価三十六億円の土地を評価額二千四百七十三億円としてファンドに組み入れていた、投資家から集めた千五百五十七億円の約九五%がファンド外に流出していたということが指摘されています。そして、

現行三十九ファンドの中で三十四本で分配金が停止して、元本償還の不履行も起きています。

これは制度のはざまをついた破綻必至類似商法であって、高齢者を中心に約三・八万人が被害を受けている重大事件なんです。

大臣にお聞きします。

これはやはり不特法に、不動産特定共同事業法に穴があつたから、こういうことができてしまつたわけです。私も今まで聞いてきました。今までの大臣は、自己責任だ、投資は自己責任なんだからということをおっしゃっていたんですねが、本当に、金子大臣、これは投資家の自己責任と言えるようなスキームだったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○金子国務大臣 尾辻委員にお答えいたします。

不動産特定共同事業法は、金融商品取引法などと同様に、商品に関する投資家への情報提供義務などの仕組みにより投資家保護を図っております。投資家の皆様におかれましては、事業者から提供される情報を踏まえ、リスクも含めた商品の内容をよく確認した上で、慎重に投資判断をいただくことが重要と考えております。

また、事業者に対しては、事業者を許可した行政が法令にのつとつて適切に業務を行っているか的確に監督する必要があり、御指摘の事業者につきましても、大阪府及び東京都において、これまで必要な指導監督が行われてきたものと認識をしています。

○尾辻委員 非常に残念な答弁だなと思います。

今回、やはり不特法の、これは穴があるんです。では、穴がどういったものだったのか、私は、この国交委員会で、みんなで大家さんの会長である

まえ、有識者検討会を設置いたしまして、本年八月に中間整理が取りまとめられたところでござります。今後は、中間整理の早期具体化を進めるとともに、投資家保護の充実や市場の健全な発展に向け、更なる制度の充実強化にも引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○尾辻委員 大臣、原稿を読んでいらっしゃるんですよ。いいですか。原価の数十倍であった、原価の数十倍の評価になつていることは投資家は分かりません。土地の造成だということも、重要事項の説明書にはほんの四文字書かれているだけ。そして、三ため取引という、グレープをかませているんですよ。賃料の自作自演までしているわけです。これは投資家は防衛不可能です。

大臣、政治家として、これだけの被害を被つた投資家の皆さんに対して、これは自己責任と言えるものなのかどうか、お聞きしたいと思います。○金子国務大臣 個人的にとかは、私の立場上、個人としての意見は差し控えさせていただきたいと思いますけれども、投資をされた多くの皆様から不安の声が上がっておりますので、今回の中間報告も踏まえて、更に改善の余地があるところは改善をしたいということを先ほど申し上げたところでございまして、予算委員会においてもそのことは申し上げたところでございます。

以上でございます。

○尾辻委員 非常に残念な答弁だなと思います。今回、やはり不特法の、これは穴があるんです。では、穴がどういったものだったのか、私は、この国交委員会で、みんなで大家さんの会長である

令和七年十一月二十八日

【衆議院】国土交通委員会議事速報（未定稿）

柳瀬健一氏の参考人招致を、是非、国交委員会の方で検討いただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○富樫委員長 後刻、理事会で協議します。

○尾辻委員 終わります。

ありがとうございました。